

広島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年六月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野呉線	呉市莊山田村字転岩一〇四七八番二地先から 呉市莊山田村字転岩一〇四七八番二地先まで	平成二十七年六月四日